

第4回福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会 議事録（案）

日時：平成30年9月7日（金） 13：00～14：10

場所：天神ビル11階 11号会議室

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議題
 - （1）第3回委員会の意見について
 - （2）計画案について
 - （3）パブリックコメントについて
4. 事務連絡ほか
5. 閉会

議事要旨

1. 開会

事務局：・ただいまより第4回福岡市高齢者居住安定確保計画改定検討委員会を開会する。
・本日の配布資料の確認をさせていただく。

事務局：・（配布資料の確認）

2. 委員紹介

事務局：・本日は委員全員が出席している。
それでは議事に移りたい。以降の進行は委員長にお願いする。

3. 議題

（1）第3回委員会の意見について

委員長：・こんにちは。今回は前回の意見を素案に反映していただいた。この内容を中心に素案について議論を行いたい。また、素案に対するご意見をいただくのは最後の回となるため、活発な議論をお願いしたい。では議事に移りたい。事務局から資料の説明をお願いしたい。

事務局：（資料1を説明）

委員長：・質問や意見など無いだろうか。
・前回の意見について、確認いただいたということで良いだろうか。では、次の議題に移りたい。事務局より説明をお願いしたい。

（２）計画案について

事務局：（資料２を説明）

委員長：・意見などは無いだろうか。

・48 ページ（１）認知症に関する啓発の推進において、「社会全体で認知症の人を支える」とあるが、先ほど資料で説明いただいた「身近な地域で支える」という表現が、素案では修正されていない。

事務局：・先ほど資料で説明した修正箇所は素案 35 ページの課題の文章で修正している。

委員長：・48 ページの文章は修正しないのだろうか。

事務局：・35 ページの課題の文章についてご意見をいただいたため、修正を行っていた。

委員長：・表現に一貫性を持たせるという意味では、48 ページでも「身近な地域」の表現を加えたらどうか。

事務局：・冒頭の「社会全体で認知症の人を支え」のところについて、表現の修正を検討したい。

委員長：・また、48 ページに認知症普及啓発事業とあるが、認知症を「普及」というのはおかしいと思う。認知症に対する理解を「普及する」ということだろう。

事務局：・ご指摘の点について、検討したい。

委員長：・49 ページの（２）地域密着型サービスの整備について、文章中に「看護小規模多機能型居宅介護」の記述があるが、取り組みの枠内には記載されていない。看護師による小規模多機能であり、がんの末期の方、在宅支援または退院直後の支援、家族のレスパイトなどといった様々な状況があるが、在宅の看取りが今後進められるという方針を踏まえると、看護小規模多機能型居宅介護も計画の中にしっかりと書き込むべきと思う。

事務局：・関係部署と協議して、記載について検討したい。

委員：・47 ページに（３）移動支援と買い物支援について、バスの運行と移動販売をマッチングするという取り組みを追加している。この取り組みについて、社会福祉法人の現状と具体的にどういう取り組みをすべきか、ここで再確認したい。具体性のある意見を議論していただけたらと思う。

委員長：・買い物支援に関しては、企業が保有するバス、お葬式に使うバスのことだが、社会福祉法人だけでなく、買い物支援バスや乗り合い乗用車など様々であるため、社会福祉法人に限ったことではないと思う。他に委員の方からご意見は無いか。

委員：・先生のご指摘のように、社会福祉法人に限定されない取り組みがあることは事実だと思う。ただ、いろいろなことが実施されているため、どういうことが汎用性があるかということを考える必要がある。早良区のさわら南よかここネットというところが、社会福祉法人に限定されない事業所とネットワークを組み、それぞれが出せる車輛と人材をコーディネートして買い物支援に取り組んでいる。そういう意味で汎用性の高い支援モデルを考える際は、社会福祉法人に限定しない事業者ネットワークが最も可能性が高いと思う。

委員長：・モデルの開発であるため、その汎用性、それを参考にどこでも実施できるようなものをつくるという点では今のご意見は貴重だと思う。また、コーディネートする力を持つのが社会福祉協議会であるため、それも含めたうえで書き込みを検討してはどうかと思う。

事務局：・ご指摘の意見はその通りだと思う。モデル事業の検討状況を担当課と協議し、記載内容

を検討したい。

委員長 : ・他にご意見ないだろうか。

委員 : ・宅建協会へ質問させていただきたい。サ高住では入居率が高まっており、入居をお断りするケースが増えている。その際、部屋が空くまで待機するか、近隣の施設を探すかなど相談を進めることになる。ところが話を聞いてみると、自立して生活できる高齢者は、施設でなくても構わず、近隣のアパートに入居したいという要望もある。しかし、私自身も過去に不動産の仕事を経験したが、高齢者を受け入れするには難しさとリスクがある。やはり安否確認や生活相談の問題に行き当たってしまう。不動産業界にそれら全てに対する何かしらの回答を求めるのは難しいとは思いうし、大家の意向によるものも大きいと思うが、例えば、地域で高齢者を受け入れるための方策とか、そういった問題に対する意見が宅建協会の中であがっていないだろうか。

委員 : ・私も不動産業者だが、家主が最も入居をお断りするケースは、子どもや配偶者といった身寄りのない高齢者だ。生活保護を受けている場合でも家賃保証会社と契約できるため、家賃の問題はあまり大きくないようだ。それよりも、重病になった場合、亡くなられた場合の後始末を心配されている。これに対して不動産業者がすべきことは家主への啓蒙だ。今、宅建協会では不動産会館という株式会社を設立し、ふれんず宅建保証という保証会社をつくっている。独身者向けの保証、入居者に代わり敷金の清算、家財道具の搬出など亡くなった場合の処理等を行う保証会社ができています。入居者が保険に入っていない場合でも、家主がつけられる簡易保険、管理会社がつけられる保険商品も最近では出て来ている。家主についても、特に空家に困っているような家主であれば、高齢であることによる心配がないなら貸すようにしたいという考えに変わりつつあると思うが、独居高齢者のための保証制度があるということを家主に知ってもらうことは、これらの取り組みの出始めということで、今後の課題と感じている。

委員 : ・もうひとつお尋ねしたい。サ高住事業者としては自立型のサ高住を増やしたい気持ちがあるが、建設単価や家賃設定など現在の市場を考慮すると、自立型のサ高住を増やす環境が整わない。そのような中、今の話を聞いて、賃貸住宅における独居高齢者に対する取組が普及するという期待をもった。同時に気になるのは、50歳で入居しても、例えば75歳になった場合に、近隣の人からインターホンを押して間違えたとか、あの人は危ないだとか、迷惑をかけたという指摘があったり、問題を起こしてしまった場合に、退去勧告されることもありうるのではないかとことだ。サ高住と同じように、賃貸住宅でも終身型の賃貸契約が履行されると良いが、火災等の問題が起きても大変だし、集合住宅における共同生活を考えると退去勧告もあるのではないかと心配している。今はまだ元気だが、心配が増えた場合に退去勧告されるということが増えるだろうか。これが増えるとなると、今後はこの方々の受け入れについても社会全体で考えなければならなくなる。私自身も50歳で入居し、75歳になって迷惑をかけたことで退去勧告されたというケースを聞いたことがある。

委員 : ・単純に高齢だからという理由での退去勧告は、家主も管理会社も法律上できないと思う。しかし、近隣の方に迷惑をかける行為をしたということであれば、賃貸借契約上の契約解除の要件に該当すると思う。

- ・ご指摘の内容は、これからの課題だと思う。家主も高齢になる。自分のこととして理解ある家主であれば、高齢者専用の入居を拒まない賃貸住宅を登録したホームページに賃貸住宅を情報提供して頂くケースもある。また、毎日隣の入居者が声掛けして、夜いないことに気づき、ご連絡いただくケースもある。コミュニティという話もあるが、この例ではたまたまそういった入居者が隣にいたという話で、普通の民間アパートでこういった見回りサービスができるかというのは疑問だが、先に紹介した保証会社では、毎日朝のコールを行うなど、毎月 3 千円で業者が安否確認をするというケースもある。

委員 : ・それは普及し始めているのだろうか。

委員 : ・つい最近、宅建協会の支部役員に対してレクチャーし、家主や管理会社にお勧めしてはどうかという話をしたところだ。

委員長 : ・宅建協会においても、不動産売買、賃貸に加え、社会の変化に応じて福祉サービスも検討されているということだと思う。

委員 : ・資料 1 に「サ高住を断られた人がどこにいくのか。そのネットワークがこれからは必要になるだろう」とあるが、すごく大きなテーマだと思う。関連して、まだ表に出ていないデータだと思うが、国交省がサ高住の入居者調査を実施しており、入居者が住んでいた家をどうしたかというアンケートでは、たしか 4 割程度がそのまま放置と答えていたようだ。理由としては、思い出の品があり捨てられないという回答があると聞いた。空家活用の視点で言うと、サ高住に入居し、自分の家に戻る可能性のない人がいて、それが空家になっている。それをどう利用できるか、今はやりの断捨離のような考えも含めて、家財処分をどんな仕組みで実施できるか、これも考えるべきテーマだと思う。

委員長 : ・今回の計画では、いろいろなことが関連していると思う。サ高住入居者の持家をどうするかも関連させて考える必要があるというご指摘だった。断捨離についても、注目されているものであり、先進事例を見ると良いと思う。

委員 : ・49 ページ（1）介護予防と生活支援サービスの充実強化に、生活支援ボランティアグループの取り組みがある。現在、介護予防として、サロンの立ち上げがどの地域でも普及していると思う。市町村によってはこれに補助金を出している。また、現役高齢者の活躍を支援するため、福岡県には 70 歳現役応援センターが 4 箇所ある。この施設で就職を斡旋しているところもあり、この施設のある久留米市では高齢者が元気に活躍しているようだ。介護予防が大切と言われる中、介護予防の前の健康づくりが大切だということから、私たちは社協と一緒に健康づくり教室を開くなど介護予防前の健康増進を考えている。取り組みの文章中の「元気高齢者」のところについて、具体的な取り組みイメージを聞かせていただきたい。

事務局 : ・所管している担当部署が出席できていないため、次回に回答させていただきたい。

委員長 : ・超高齢者社会ということで、高齢者が高齢者を支える社会になってきている。支えることで、自分が気持ちの上で元気になる、健康づくりにつながっていくということだと思う。次回に回答いただきたい。

委員 : ・今の意見と関連するが、46 ページの（2）支え合う地域づくりにある「多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進」とあるが、非常に重要なことだと思う。福岡市の場合、平成 26 年の調査で参画する市民の割合が減ってきていると

いう調査があったかと思う。これが重要であるという認識はあるが、具体的な施策は挙げられていない。完成された仕組が無いのかもしれないが、今後、強化することができれば良いと思う。先ほどご指摘があった生活支援ボランティアグループもその一環だと思う。

事務局 : ・ご指摘の通りで、文章にあげられたような多様な主体の参加促進に取り組まなければならないと思う。主な取り組みとして何か記載できるか、今後充実させる取り組みがないか、所管部署と確認し、記載内容を検討したい。

委員長 : ・これも今後の課題のひとつとしたい。

委員 : ・感想になるが、「包括的な支援体制」という言葉が入ったことは素晴らしいことだと思う。しかし、包括的という言葉が市民がどう受け止めるのかが重要だと思う。包括的とは何が包括的なのか、事業化しやすいことが包括的なのか、高齢者に積極的なアプローチを行う機能があることが包括的なのか、組織的な体制があることが包括的なのか、様々な考えがある。これから3年、5年経った際に、包括的という言葉の意味を深化させ、市民が聞いたときに「包括的だ」と思うようになれば良いと思う。

委員長 : ・包括的ということが実感として感じられるようになれば良いというご意見だった。

委員 : ・43 ページに「2009 年 3 月に設立し」とあるが、すでに設立しているため、「設立しており」と記載してはどうか。

委員長 : ・これまでの意見をまとめたい。46 ページの支え合う地域づくりについて、もう少し具体的な取り組みを書き込むかどうか担当部署と検討してほしいという意見があった。47 ページの買い物支援に関しては、先進事例を参考にしながら、より汎用性のあるモデルの開発にふさわしい内容の書き込みを検討してほしいということだった。48 ページでは認知症の「理解」を普及啓発するという表現の見直しと、社会全体と身近な地域の両方を併記してほしいという意見があった。49 ページでは、生活支援ボランティアグループの元気高齢者の活躍の場について担当部署と検討いただく点と、(2) 地域密着型サービスでは、看護小規模多機能型居宅介護について、枠を設けて取り組み内容を記載するかどうか検討してほしいということだった。

・以上が素案に対するご意見だと思う。他にご意見はないだろうか。

委員 : ・取り組みという言葉が、「取組み」、「取り組み」と使い方が違うため、全体を通して統一した考えのもと記載してほしい。

・1 ページの最後の行に、「福岡市高齢者居住安定確保計画」を改定するとあるが、少し上で(以下、「本計画」と記載しているため、ここは「本計画を改定する」と記載してはどうか。

・2 ページの計画の位置付けだが、文章では「福岡市高齢者保健福祉計画」とあるが、図にはこれがなく、「福岡市保健福祉総合計画」がある。「福岡市保健福祉総合計画」に「福岡市老人福祉計画」が含まれていることに違和感がある。「福岡市保健福祉総合計画」を上位計画として、その下位計画として、福岡市老人福祉計画と第7期介護保険事業計画を一体的に作成する「高齢者保健福祉計画」があるという作り込みだと思うため、図の右の部分は見直しする必要があると思う。整合性がとれてないと感じる。福祉部局と調整していただきたい。

- ・ 6 ページに要介護認定者数と認知症高齢者数の推移があるが、2018 年度と 2015 年度を比較して 1.1 倍と記載しているが、数字がピンとこない。「約 6,300 人増加します」と、数字で示した方が増えるという印象を持ちやすいと思うため、変更を検討してはどうか。
- ・ 39 ページに和暦表記がある。全体を通して西暦表記に統一しているため、修正をお願いしたい。また、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の登録基準が記載されているが、「建築基準法、消防法に違反していないこと」も書き込む必要があると思う。
- ・ 43 ページに福岡市居住支援協議会の構成員が記載されているが、一部で「支社長」や「常務理事」など職務上の名称まで入っているため、統一すべきと思う。
- ・ 49 ページの取り組みに「よかトレ実践ステーションの創出」とあるが、サポーター養成が突然に出てくる。サポーター養成の内容のイメージが沸かないため、脚注か何かで説明したほうが良いと思う。
- ・ また、委員長のご指摘の通り、看護小規模多機能型居宅介護については、ぜひとも下に説明書きを記載してほしいと思う。
- ・ 51 ページで権利擁護の説明として、「ニーズを表明することの困難な人の立場にたって、代弁し主張すること」と記載している。しかし、権利擁護の基本は、残っている判断能力に働きかけ自己決定を支援するということだ。「代弁し主張すること」と書くのは間違いだと思う。権利擁護の基本である自己決定支援について記載しておくべきだ。
- ・ 51 ページの日常生活自立支援事業だが、日常的金銭管理と身上の保護がふたつの柱である。これがふたつの柱であると分かるように、「日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助等の身上の保護を実施します」などの表現で記載すべきと思う。
- ・ 54 ページの推進体制と各主体の役割で、「地域に居住する一人ひとりが意識を持ち」と書いているが、どんな意識を持てば良いか分からない。具体的に記載したほうが良いと思う。

委員長 : ・ ご指摘いただいたところは関連部局と話し合い、修正を検討いただきたい。

事務局 : ・ 先ほど成果指標の説明ができなかったため、説明させていただきたい。
(資料 4 の説明)

委員長 : ・ 成果指標についてご意見はないか。

委員 : ・ 年数が記載されているが、年なのか、もしくは年度なのか、どちらだろうか。年度だと思われるが、いかがか。

事務局 : ・ 年度である。分かるように記載する。

委員 : ・ 住まいサポートふくおかによる賃貸借契約成約件数は、会議前に担当者に確認したが 2015 年度末は 76 件だった。数値について再度確認いただきたい。

事務局 : ・ 数値については確認する。

委員 : ・ 全体を通して質問したい。サ高住の立場としては、5 年後 10 年後の住宅問題は大変だという思いであり、2025 年問題と言われる問題も、2025 年どころか本当にそこまで持つのかというくらい深刻だ。人材不足についてもニュースになっていたが、九州の人材不足トップ 3 県が全国でもトップだということだ。ニュースでは熊本、佐賀、大分の悲惨な状況が報道されていた。私も九州を回っているが、そういったところでは本当に大変な状況がある。そういう状況の中で、居住支援協議会を発足し活動していると思うが、

今の居住支援協議会で問題になっていること、今後こういう問題点を解決する必要があること、それを教えていただきたい。

事務局 : ・居住支援協議会の目的は、民間賃貸住宅において、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者、入居制限を受けそうな方々に、いかに入居支援を行い、円滑に入居していただくかを検討することだ。福岡市では、主に高齢者について、どうすれば家主にご理解いただき入居しやすくなるかを検討し、見守り機能を付けたり、社協に協力いただいている事業である住まいサポートふくおかを運営したりしているところだ。それをいかに広めるか、充実させるか、ということを検討している。また、主に高齢者と言ったが、障がい者に対しても同様の取り組みができないか検討しており、入居促進を考えているという状況である。

委員 : ・居住支援協議会における連携についても、いろいろな方々の協力のもと整理されていると思うが、私としては、今後、みんなで支え合う社会を作るにあたり、不動産業界や介護業界などの垣根を超えた連携がより深くなれば良いと思う。見守りシステムにしても、見守りだけで不十分であれば近くの介護事業者と連携するといった、不動産業界が弱い部分について介護事業者がカバーする、介護事業者ができないことは不動産事業者にお願いするという連携ができれば良いと思う。介護業界でも様々な団体立ち上がっていることから、居住支援協議会でもネットワークを活用して、みんなで高齢者を支え合う社会になれば良いと思う。私自身も介護と不動産の両方を経験しているが、なかなか連携が上手くいかない。それぞれで手一杯の状況だ。しかし、サ高住の場合で言うと、入居がいっぱいになったからといって住宅施設の中だけの事業にとらわれるのではなく、もう少し地域に目を向け、地域に出ていく、地域と何かしら関わりを持ち、いわゆる在宅を中心とした介護事業をやるなど、地域の中での取り組みも必要だと思う。そうすれば地域の活動による交流が生まれると思う。そういう交流をマッチングする場として、居住支援協議会が機能すれば、とても良い環境ができると思う。そういう声掛けを検討いただけたらと思う。

委員長 : ・居住支援協議会がもっと幅広く、現状にマッチした形で取り組んでいただきたいというご意見だった。他にご意見はないだろうか。

・それでは、次の議題に移りたい。

(3) パブリックコメントについて

事務局 : (資料5を説明)

委員長 : ・本日もたくさんの意見が出たため、それも含めて修正を検討いただきたい。行政内部の調整もふまえて、パブリックコメントを実施し、その結果をふまえて次回会議を1月に開催するということだ。

・それでは、進行を事務局へお返しする。

4. 事務連絡ほか

事務局 : ・貴重なご意見をありがとうございました。

・第5回委員会は1月頃を予定している。後日、日程調整にご協力をお願いしたい。

- ・本日の議事録は事務局で作成し委員の皆さまに発言内容をご確認いただき、議事録を確定し、市のホームページに委員の名前を除いて公開させていただく。

5. 閉会

事務局 : ・本日は活発なご議論いただきありがとうございました。これをもって第4回の検討委員会を閉会させていただく。本日はありがとうございました。

以上